

子ども医療費受給資格証が新しくなります

小野町では、平成24年4月から、子ども医療費助成の対象年齢を0歳から18歳の年度末までに拡大しましたが、現在ご使用いただいている資格証は、有効期限が中学校3年生の年度末まで(高校生は18歳の年度末まで)となっています。

このため町では、現在資格証をお持ちの方を対象に、資格証の一斉更新を行います。なお国民健康保険加入の方には保険証の負担割合が0割となっていますので、資格証を交付していません。

新しい資格証は、有効期限を18歳の年度末に変更するとともに、これまでの紙製からプラス

チックカードに変更します。

新しい資格証は、3月下旬に簡易書留でご自宅に郵送します。新しい資格証の有効期間は4月1日からとなりますので、3月中は現在お持ちの資格証をご使用いただき、4月以降は新しい資格証で受診していただきますようお願いいたします。

なお古い資格証は、4月以降に役場窓口まで持参いただき返還をお願いします(児童手当受給者の方は、6月の現況届提出の際にご持参いただいても結構です)。

☎健康福祉課 ☎72-6934

公立小野町地方総合病院から

◎職員研修を開催

当病院では、質の高い医療サービスを提供するため、定期的に院内研修会を開いています。今回は「地震対策の評価と教訓」と題し、当病院の非常勤内科医・尾澤康彰医師による講義でした。

講義の内容は、以前勤務していた、透析治療を行う浪江町の病院での実体験によるもので、震災前に策定した災害対策マニュアルの評価や、新たな問題点、教訓などについて説明がありました。

災害で透析治療の継続が困難な場合にほかの医療機関との連携の必要性、通信手段がない中での患者と病院との連絡方法、患者移送に対する行政・警察・自衛隊などとの連携のあり方など、この研修で学んだことを今後に生かしてまいります。



研修会の様子

養育医療・育成医療の申請窓口が変わります

これまで県が行っていた養育医療・育成医療の給付は、4月1日から町が行うこととなります。

給付を受けるためには申請が必要となり、医療機関の指定や所得による制限があります。詳しくは、お問い合わせください。

◆養育医療とは…

身体の機能が未熟のまま生まれ、指定医療機関の医師が入院養育が必要と認めた乳児に対して医療費の給付を行う制度です。

◆育成医療とは…

身体に特定の障がいや病気をもち、それを放置することによって将来障がいが残ると認められる18歳未満の児童に対して医療費の給付を行う制度です。

☎健康福祉課 ☎72-6934